

八千代市高齢者保健福祉計画

第4次老人保健福祉計画 第3期介護保険事業計画

(平成18年度～平成20年度)

ダイジェスト版

平成18年3月

八千代市

はじめに

急激に進展し続ける少子高齢化社会にあって、2015年には平均寿命の伸長も加わり、高齢化率が30パーセントにまで急増するものと見込まれ、本市も例外ではなく、到来する長寿社会への現実的対応が求められています。

そのためには、「高齢化」を負の社会的事象とすることのないよう、全ての高齢者が、身近な地域で生きがいをもって、その人らしくいきいきと暮らせることを基本に据え、「高齢者の尊厳の保持と生活の自立支援」を徹底することが重要です。



具体的には、高齢者自らが自立の精神をもって、自身の職業経験等を活かしながら、社会貢献や趣味を通じた社会活動に生きがいを見出すなど、いきいきと活動する健康な高齢者像の創出に結びつく施策を展開することが必要です。

介護保険制度も施行後5年を経過し、老後における介護不安に応える社会システムとして定着しましたが、制度の持続可能性を高めるため、量的拡大から質的充実への移行が課題とされ、高齢者の自助・共助と行政の公助とを集約した予防システムへの転換を図ることとされたところです。

このため、本市が総合計画に掲げる「一人ひとりが幸せを実感できる生活都市」実現を目指して、介護保険制度以外の既存高齢者施策も含めた施策全般の再編を行うこととし、「高齢者が生涯にわたり健やかで安心した生活を営むことができる都市」を基本理念として、「八千代市高齢者保健福祉計画」を策定したものです。

本計画の策定にあたりましては、多大なるご協力と貴重なご意見を賜りました八千代市保健福祉計画等懇談会委員の皆様をはじめ、実態調査にご協力をいただきました多くの市民の方々に対し厚く御礼申し上げますとともに、今後本計画の推進にあたりまして一層のご理解とご協力をお願いいたします。

平成18年3月

八千代市長 豊田俊郎

画策定の趣旨

増加する高齢者人口

65歳以上の高齢者人口は増え続けており、平成17年10月1日現在の八千代市の高齢化率は15.77%となっています。

高齢者人口の増加は、寝たきりや認知症などによる介護を必要とする高齢者の増加にもつながります。

新しい高齢者像を視野に

平成27年には、いわゆる「団塊の世代」（昭和22年～24年生まれ）の人たちが65歳以上となります。

「団塊の世代」は「高齢者」という概念に新たな価値観を吹き込む世代と考えられており、新たな高齢者像を視野に入れたサービスの構築が急務の課題となってきています。

より質の高いサービスを目指して

平成12年4月に介護保険制度が実施されて以来、要介護認定者数、介護サービス利用者数、介護サービス事業者数は大きく伸びており、介護の社会化、サービス提供体制の充実などに成果がみられます。

今後は高齢者の尊厳と自立を支えるケアの実現をめざし、質の高いサービスを提供していく仕組みづくりが求められています。

いつまでも元気に過ごせる高齢期の創造

これまでは、介護が必要になっても安心して暮らし続けることができる仕組みづくりに力が注がれてきました。今後は、だれもが健やかな高齢期を過ごせる対策を講じることにも積極的に取り組む視点が求められています。

介護保険制度改革

今回の介護保険制度改革の基本的視点は、「制度の持続可能性」、「明るく活力ある超高齢社会の構築」、「社会保障の総合化」をめざすというものです。

改革の主な内容は、
 予防重視型システムへの転換
 施設給付の見直し

新たなサービス体系の確立
サービスの質の確保・向上
第1号保険料の見直し・保険者機能の強化

などとなっています。

以上のことを踏まえ、『一人ひとりが幸せを実感できる生活都市』にふさわしい高齢者施策を展開するため、「八千代市高齢者保健福祉計画(第4次老人保健福祉計画・第3期介護保険事業計画)」を策定いたしました。

計 画の期間及び見直しの時期

介護保険法の改正により、3年を1期とする計画を策定することになりました。

平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
八千代市高齢者保健福祉計画 (第4次老人保健福祉計画 第3期介護保険事業計画)					
→			八千代市高齢者保健福祉計画 (第5次老人保健福祉計画 第4期介護保険事業計画)		

施策の体系

「八千代市第3次総合計画」
一人ひとりが幸せを実感できる生活都市

高齢者が生涯にわたり健やかで安心した生活を営むことができる都市

高齢者が地域で
暮らす体制づくり

健康づくり

高齢者の積極的な地域参加及び就労支援

在宅福祉サービスの充実

養護老人ホームへの措置

介護保険でまちづ
くり（基盤整備）

日常生活圏域の設定

地域密着型サービスの創設

地域包括支援センターの設置

介護予防で
地域づくり

コミュニティサポートの推進

予防重視型システムへの転換（介護予防の推進）

認知症高齢者対策

高齢者虐待防止対策

介護施設で井戸ばた会議

介護保険事業の
適正な運営

介護保険制度を健全に運営するための財源の確保

低所得者への配慮

保険者機能の強化

事業評価

介護サービスの質の向上

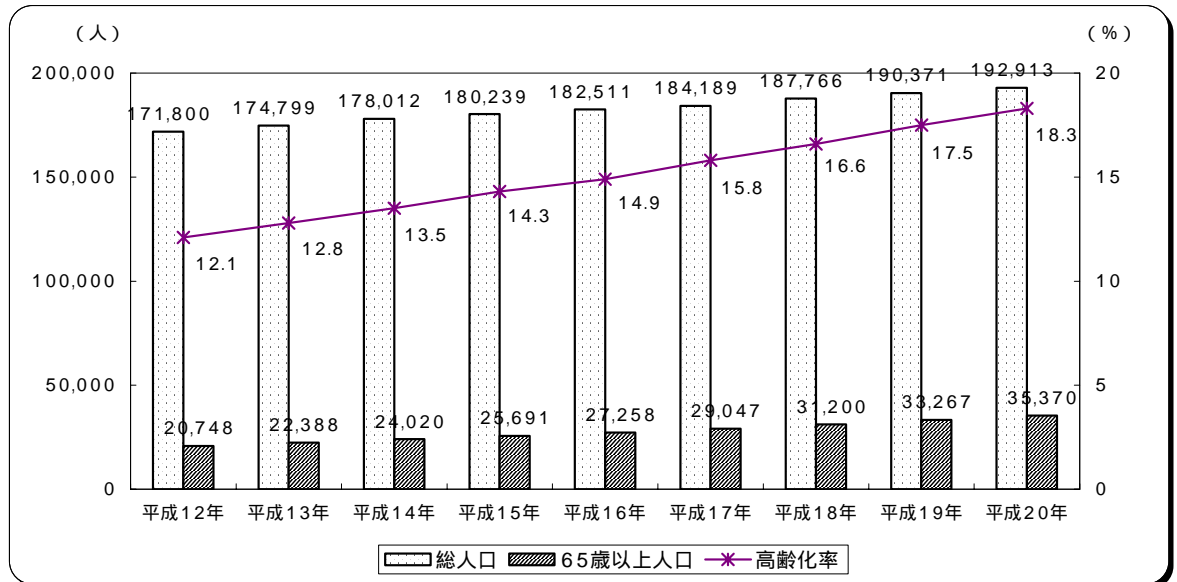
介護サービス等の利用推計見込み

サービス見込量を確保するための方策

高

齢者等の現状と見込み

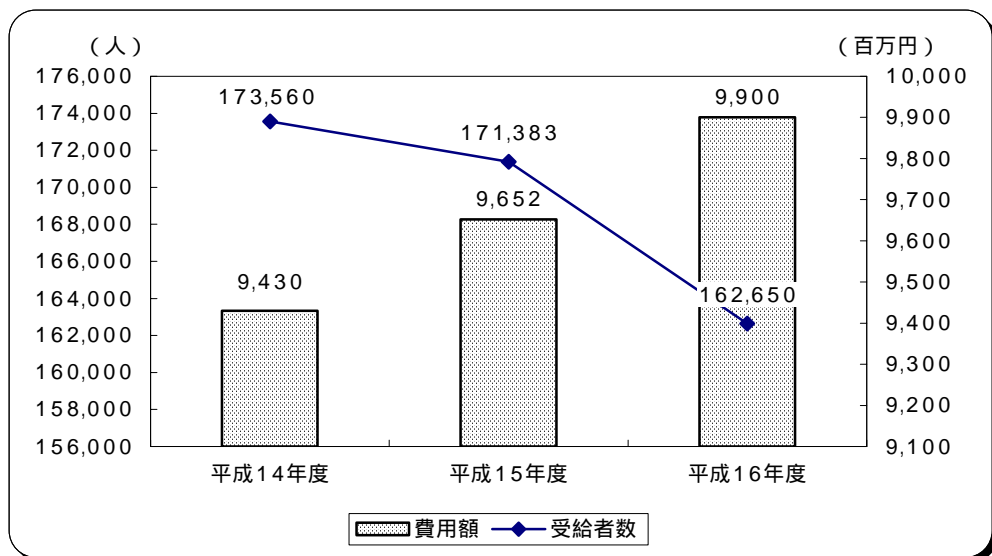
人口構成の現状と見込み



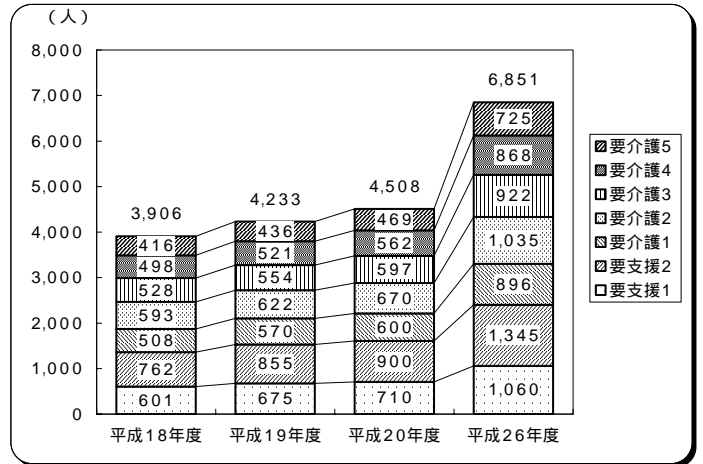
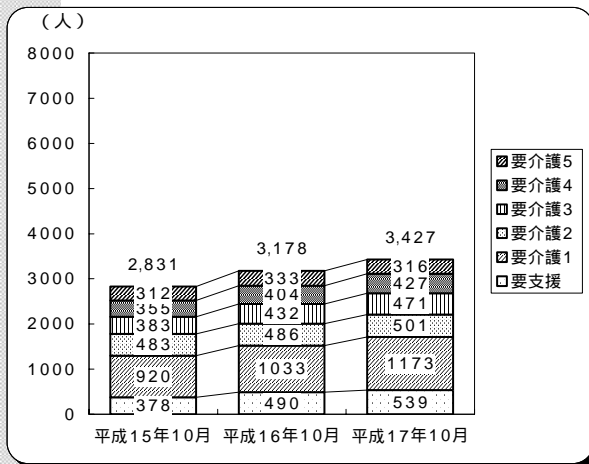
平成17年までは各年10月1日住民基本台帳による。

高齢者の受診状況

老人医療受給者及び費用額の推移をみると、受給者数は年々減少傾向にありますが、費用額は増加傾向を示しています。

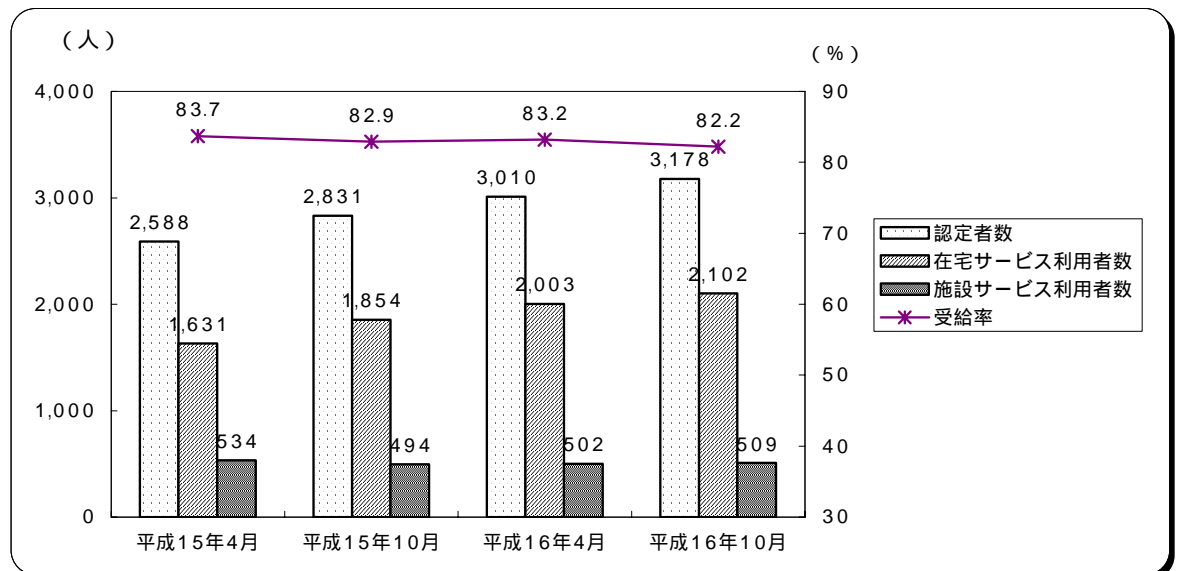


要介護者等の見込み



介護保険事業の状況

サービス利用の状況



高

齢者が地域で暮らす体制づくり



健康づくり

これまでは「健康な 65 歳」をめざしてきましたが、高齢社会の進展に伴い、「活動的な 85 歳」をめざし、活動的で生きがいのある生活を送れるよう事業を展開していきます。

健康診査事業

生活習慣を改善し、生活習慣病の早期発見、早期治療のために、健康診査事業を実施します。

基本健康診査・・・平成 18 年度からは 65 歳以上の高齢者に「介護予防のための生活機能評価」をあわせて実施します。

各種がん検診

生活習慣病予防の学習・相談

市民が自分の行動や生活習慣を見直し、健康づくりにつながるように、生活習慣病予防や健康づくりに関するアドバイスや情報提供を行います。

糖尿病予防教室
まちづくりふれあい講座
病態別栄養相談
電話相談・健康相談
禁煙対策の推進

歯の健康づくり

市民自身が生涯噛んで食べることの重要性を理解し、歯と口腔の健康づくりを実践できるよう事業を実施します。

歯科健康教育・相談
成人歯科健康診査
在宅訪問歯科健康診査
在宅訪問歯科診療システムの推進

高齢者の積極的な地域参加及び就労支援

元気な高齢者の知識や経験を生かし、活力ある地域づくりに積極的に参加していただくことが、自分自身の健康を認識する機会となり、介護予防へとつながると考えられます。

集会所の確保・拡充

介護予防の拠点として老人集会所を確保・拡充していきます。さらに、ミニデイサービスセンター等の整備に努めます。

就業の拡大

シルバー人材センターの支援を一層進め、就業機会の確保に努めます。

在宅福祉サービスの充実

とくに、自立生活に多少の困難を持つひとり暮らし高齢者の孤独死を防止するための、民生委員をはじめとする地域での見守り体制を構築していきます。

生きがいデイサービス

家に閉じこもりがちで、要介護認定非該当の高齢者を特別養護老人ホームやデイサービスセンター、小学校の空き教室等を利用してデイサービスを行い、生活支援や趣味の活動をとおして、地域の人との交流を図ります。自己負担があります。

さらに、身近な生活圏域に、ミニデイサービスセンターをもうけます。

ひとり暮らし老人緊急通報システムの設置

自立生活に多少の困難を持つ、ひとり暮らし高齢者を対象に、安心して生活が送れるように、24時間365日いつでも緊急時に連絡がとれる緊急通報システムを設置します。

高齢者ホームヘルプサービス

自立生活に多少の困難を持つ、要介護認定非該当のひとり暮らし高齢者、もしくはこれに準じた高齢者世帯にホームヘルパーを派遣します。自己負担があります。また、

原則週 2 回・1 回 2 時間を限度とします。

配食サービス

調理困難な、自立生活に多少の困難を持つ、ひとり暮らし高齢者を対象に、365日希望の曜日に夕食を届けるとともに、安否の確認をします。自己負担があります。

老人日常生活用具給付・貸与

ひとり暮らし高齢者に対し、火災警報器、電磁調理器、自動消火器の給付、福祉電話の貸与をします。費用負担は前年度の所得税額によって決まります。

緊急一時保護

高齢者等が火事、事故等の災害にあった時に、適当な介護者がなく、緊急に一時保護する必要がある場合に、市内の特別養護老人ホームに入所を図ります。食費は自己負担となります。

寝たきり老人福祉手当支給

在宅で 6 か月以上寝たきりの高齢者の経済的・精神的負担軽減のため手当を支給します。

介護用品購入費助成

紙おむつ等の介護用品購入費の一部を助成することで、寝たきりの高齢者に快適な生活を保障し、介護者の経済的・精神的負担を軽減します。

重度認知症高齢者介護手当支給

在宅で 6 か月以上重度の認知症高齢者の介護を行っている家族の経済的・精神的負担軽減のため手当を支給します。

徘徊高齢者家族支援サービス

万一、高齢者が徘徊した場合に、徘徊場所の位置を確認できる徘徊探知機を利用し、早期発見保護し、身体の安全を確保します。一部自己負担があります。

SOSネットワーク

徘徊する高齢者の生命の安全を確保するために、希望する家族に対し、警察より即時に、関係協力機関にファックスを流し早期発見保護を図ります。また、防災無線による呼びかけも必要に応じて行います。

養護老人ホームへの措置

65歳以上の高齢者で、環境上の理由及び経済的な理由により、居宅で介護を受けることが困難な方を入所させ、養護することを目的とする入所施設です。

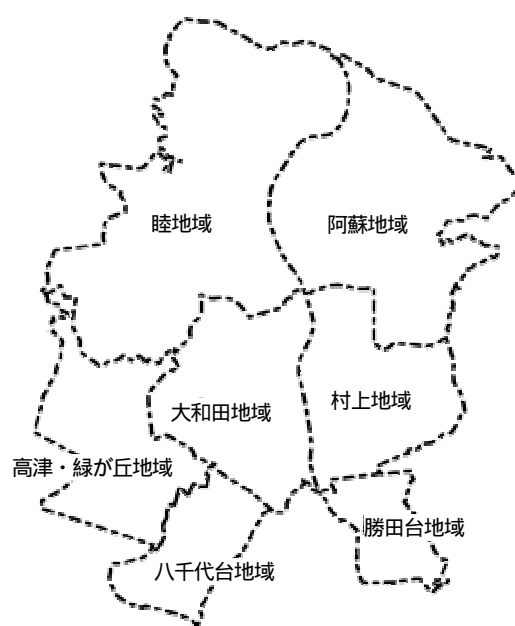
介護保険でまちづくり

日常生活圏域の設定

本計画では、地域ケアの推進や介護サービス基盤の面的整備の観点から、「日常生活圏域」を設定することになりました。

本市では、人口規模、市コミュニティ推進計画との整合性、交通事情、介護保険施設の整備状況を考慮し、日常生活圏域を次のように設定しました。

日常生活圏域	人口(人)	高齢者人口(人)	面積(km ²)
阿蘇地域	11,714	2,143	11.1
村上地域	30,433	3,481	6.2
睦地域	6,962	1,393	14.6
大和田地域	43,850	4,715	7.3
高津・緑が丘地域	38,520	4,292	6.2
八千代台地域	34,858	7,334	3.3
勝田台地域	16,174	3,900	2.5
市全体	182,511	27,258	51.2



地域密着型サービスの創設

介護が必要な状態となっても、住み慣れた地域での生活を24時間体制で支えるという観点から、「地域密着型サービス」が創設されました。このサービスは、八千代市がサービス事業者を指定し、原則として八千代市民のみが利用できるものです。

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

日常生活圏域	現在の整備状況	整備年度等	
1. 阿蘇地域		18年度	9人（1箇所）
2. 村上地域	18人（1箇所）	20年度	9人（1箇所）
3. 睦地域		20年度	9人（1箇所）
4. 大和田地域		19年度	9人（1箇所）
5. 高津・緑が丘地域		18年度	9人（1箇所）
6. 八千代台地域		19・20年度	18人（2箇所）
7. 勝田台地域		18年度	9人（1箇所）

認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）

日常生活圏域	現在の整備状況	整備年度等	
1. 阿蘇地域			
2. 村上地域		18年度	1箇所
3. 睦地域			
4. 大和田地域		19年度	1箇所
5. 高津・緑が丘地域			
6. 八千代台地域	1箇所		
7. 勝田台地域			

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）

日常生活圏域	現在の整備状況	整備年度等	
1. 阿蘇地域	広域型（2箇所）		
2. 村上地域	広域型（1箇所）		
3. 睦地域	広域型（2箇所）		
4. 大和田地域		18年度	1箇所（29人）
5. 高津・緑が丘地域		20年度	1箇所（29人）
6. 八千代台地域		18年度	1箇所（29人）
7. 勝田台地域			

地域密着型特定施設入居者生活介護（小規模介護専用型有料老人ホーム等）

日常生活圏域	現在の整備状況	整備年度等	
1. 阿蘇地域			
2. 村上地域			
3. 睦地域	広域型（1箇所）		
4. 大和田地域			
5. 高津・緑が丘地域			
6. 八千代台地域	広域型（1箇所）		
7. 勝田台地域		19年度	1箇所（29人）

小規模多機能型居宅介護

日常生活圏域	整備年度等	
1. 阿蘇地域		
2. 村上地域		
3. 睦地域		
4. 大和田地域	18年度	1箇所
5. 高津・緑が丘地域		
6. 八千代台地域	18年度	1箇所
7. 勝田台地域	19年度	1箇所

夜間対応型訪問介護

夜間の定期巡回による訪問介護を中心とした新しいサービスです。在宅で要介護3・4・5の方が主な利用対象者と想定し、対象者の5%がこのサービスを利用すると見込みます。

地域包括支援センターの設置

介護保険法の改正により、市は地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行う中核機関として、「地域包括支援センター」を設置します。

八千代市では、各日常生活圏域に1か所の地域包括支援センターを設置します。

介

護予防で地域づくり

コミュニティサポートの推進

介護予防の啓発

高齢者等の「活動」や「参加」の制限・制約の要因である、運動機能低下、歯の喪失や口腔機能低下、食生活や栄養状態の悪化、認知症をはじめとする精神機能の低下、等の予防の必要性や、65歳以前からの予防対策等について、住民や関係機関に対して啓発活動を行います。

介護予防のための地域住民リーダーの育成や支援

上記「介護予防の啓発」の内容に関わる地域住民活動のためのリーダーの育成やその円滑な活動のための支援を行います。

バリアフリー体験

市内小中学校、交通機関、企業、そして一般市民を対象に、高齢者や障害がある人の「活動」や「参加」を促進するための環境づくりの啓発を行います。

介護家族の支援

介護家族の心身両面への健康管理支援を行います。特に、認知症高齢者を介護する家族の精神的負担・不安を軽減するための家族交流会の推進や、介護者の腰痛予防のための適切な介護方法や福祉用具の情報提供を、個別訪問や研修会等を通して、当事者である家族やそれを支える事業者に対して行います。

「やちよ元気体操 ~いつでも どこでも だれでも~」の普及による健康づくり

八千代市オリジナルの健康体操「やちよ元気体操」の普及を図り、住民同士の支え合い活動を通して、個人で行う健康づくりだけでなく、みんなでやる健康づくりを推進します。

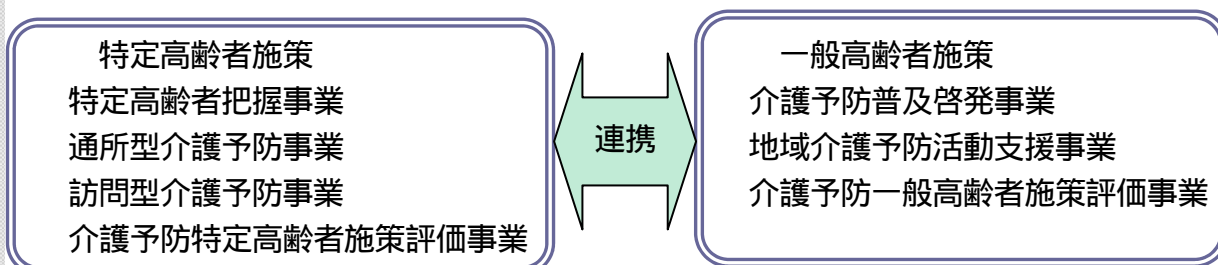
予防重視型システムへの転換（介護予防の推進）

地域支援事業の展開

生活機能の低下を予防することで、介護が必要になる前の段階から、要介護の状態にならないようにするため地域支援事業を計画的に実施します。

介護予防事業

要支援・要介護状態となるおそれがある高齢者を対象とした「介護予防特定高齢者施策」とすべての高齢者を対象とした「介護予防一般高齢者施策」があります。



包括的支援事業

利用者一人ひとりについて、介護予防事業の支援を行うとともに、高齢者の実態把握と総合的相談・支援、さまざまな職種が連携しての包括的・継続的なフォローアップを行うために実施します。

介護予防ケアマネジメント

被保険者の実態把握、総合的な相談・支援

虐待防止を含む権利擁護事業

居宅・施設サービス計画の検証、サービスの利用状況の協議等を通じた包括的・継続的な支援

任意事業

介護者への支援事業

家族介護者交流事業、家族介護相談など

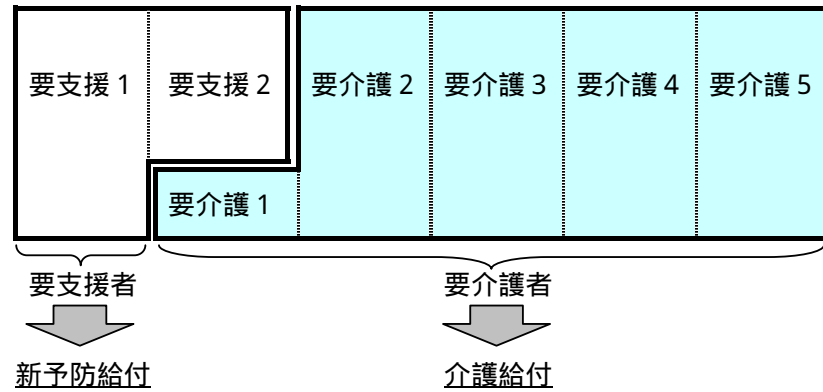
その他

介護保険相談員派遣、福祉用具・住宅改修支援事業など



新「予防給付」の創設

要介護状態の軽度の人には、介護予防を目的としたサービスとして新たな「予防給付」を介護予防ケアマネジメントにより提供します。



新「予防給付」の対象者は、要支援1～2の方です。また、新「予防給付」を利用した高齢者のうち10%の方については、事業効果により要介護2以上の状態となることを防止するものと見込みます。

なお、事業開始当初である平成18年度の事業効果は6%、平成19年度の事業効果は8%としています。

新予防給付サービスの種類

介護予防訪問介護
 介護予防訪問看護
 介護予防居宅療養管理指導
 介護予防通所リハビリテーション
 介護予防短期入所療養介護
 介護予防福祉用具貸与
 介護予防住宅改修
 介護予防認知症対応型通所介護
 介護予防認知症対応型共同生活介護

介護予防訪問入浴介護
 介護予防訪問リハビリテーション
 介護予防通所介護
 介護予防短期入所生活介護
 介護予防特定施設入居者生活介護
 特定介護予防福祉用具販売
 介護予防支援
 介護予防小規模多機能型居宅介護

～ は地域密着型サービス

認知症高齢者対策

「認知症予防教室」の実施やパンフレットの作成・配布等を通じ、正しい知識の普及・啓発を図ります。

支援を必要とする認知症高齢者について、広く情報収集し、早期発見・早期対応の体制を整備します。

認知症高齢者を支援するための相談窓口を設置し、関係機関の連携を強化します。認知症予防を目的とするプログラムの実施など、高齢者が心身の活性化を図れる場の確保に取り組みます。

認知症高齢者へのサービスが適切なマネジメントのもとで、効果的に提供できるよう支援します。

「地域福祉権利擁護事業」、「成年後見制度」の利用支援と広報・啓発を図ります。SOSネットワークの構築など、地域社会全体での認知症高齢者を支える体制づくりを推進します。

高齢者虐待防止対策

地域社会に高齢者への虐待について、認識を高める活動を行います。

被高齢虐待だけでなく、取り巻く環境全体に対応する体制づくりを行います。

高齢者虐待防止の対応を、組織的・継続的に取り組む体制づくりを行います。

高齢者虐待に対応する職員や関係者が迅速で適切に対応できる技術の向上を図ります。

介護施設で井戸ばた会議

家族会の育成

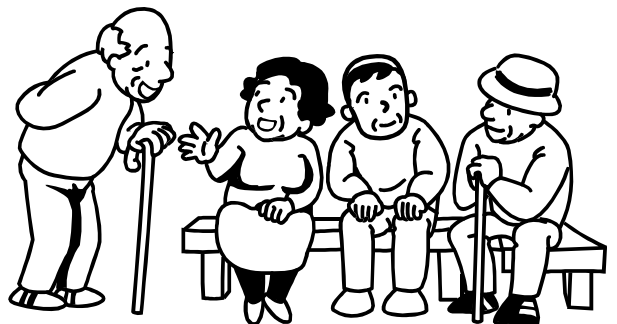
介護施設と地域住民とのギブアンドテイクの関係の育成

認知症の啓発及びふれあい拠点としての整備

住民同士の交流及び入所者との交流スペースの確保（たとえば井戸ばたの設置）

地域開放型事業展開への支援（施設職員による地域住民への啓発活動等）

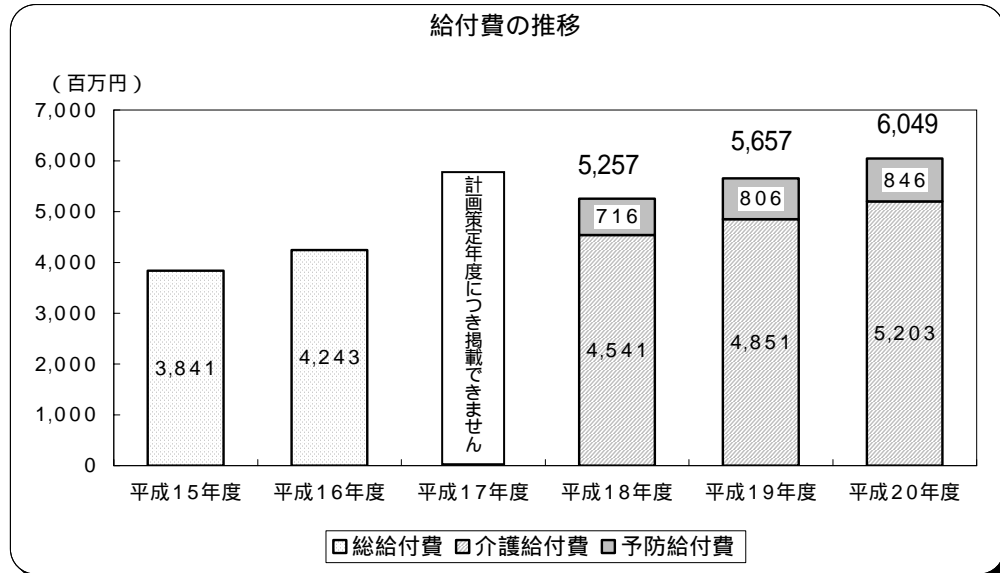
地域包括支援センターや、地域密着型サービス事業所等に口コミの掲示板を設置し、地域住民同士、情報の交換を行っていただくような方法を検討します。



介

護保険事業の適正な運営

総給付費の推移と見込み



地域支援事業費の見込み

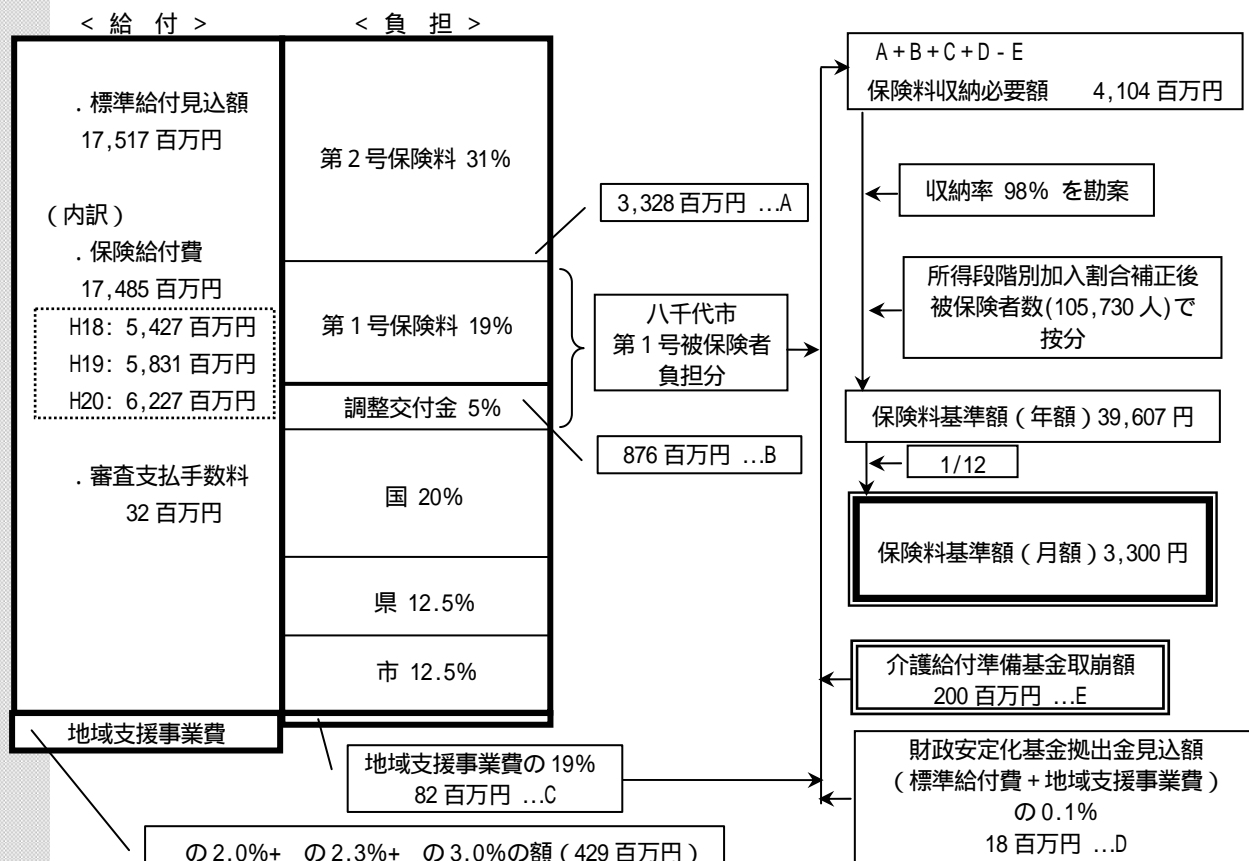
(単位：千円)

事業名	平成18年度		平成19年度		平成20年度		合計
	費用額	比率(%)	費用額	比率(%)	費用額	比率(%)	
地域支援事業	108,542	2.00	134,112	2.30	186,826	3.00	429,480
介護予防事業	27,136	0.50	52,286	0.90	79,891	1.28	159,313
包括的支援事業	78,811	1.45	78,811	1.35	103,800	1.67	261,422
任意事業	2,595	0.05	3,015	0.05	3,135	0.05	8,745

(割合については、保険給付費に対するものです)

保険料算定

本計画期間における第1号被保険者の保険料基準額は、月額3,300円となりました。



所得段階別の保険料は次のとおりとなります。

段階	所得段階	1月あたりの介護保険料	年額保険料
1	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税	1,650 円 (基準額 × 0.5)	19,800 円
2	世帯全員が住民税非課税で合計所得金額 + 課税年金収入額が 80 万円以下	1,650 円 (基準額 × 0.5)	19,800 円
3	世帯全員が住民税非課税で第 2 段階以外の人	2,475 円 (基準額 × 0.75)	29,700 円
4	本人が住民税非課税	3,300 円 (基準額)	39,600 円
5	本人が住民税課税で合計所得が 200 万円未満	4,125 円 (基準額 × 1.25)	49,500 円
6	本人が住民税課税で合計所得が 200 万円以上	4,950 円 (基準額 × 1.5)	59,400 円

低所得者への配慮

介護保険は、社会全体で介護を支える相互扶助制度です。しかし、介護サービスが必要でありながら、経済的な理由で、利用ができなかったり、制限されたりすることのないように、個別の事情に応じた保険料の減免を実施します。

保険料の減免

保険料の減免・徴収猶予

災害などの特別な事情で保険料が納められない方や生活に困窮している方に対して、八千代市介護保険料減免取扱要領に則って減免していきます。実施に際しては、納付相談を重視していきます。

給付制限

相互扶助の精神に反して、保険料を滞納した場合には、介護サービスを受ける際に制限を加えます。しかし制限を加える前に、滞納者に対して積極的に保険料の支払いを働きかけます。

税制改正による保険料激変への対応

税制改正により、合計所得額が 125 万円以下の場合に個人住民税が非課税とされていた高齢者の非課税限度額が廃止されます。また、公的年金等控除額が 140 万円から 120 万円に引き下げられます。

この税制改正のため、収入額が以前と変わりがないにもかかわらず、住民税が非課税から課税となることによって、介護保険の保険料段階が 1 段階又は 2 段階上がる場合があります。このような場合に対応するため、激変緩和措置を講じます。

介護保険利用者負担額の軽減

介護保険サービスの円滑な利用を図るため、施設等における居住費・食費の自己負担化に伴う補足給付や社会福祉法人等が提供する介護保険サービス利用者で、低所得のため生計が困難である者について実施される、利用者負担の軽減など適正な対策を講じます。

保険者機能の強化

介護給付の適正化

介護サービスが真に所期の効果をあげているかとの観点

⇒ サービス内容の適正化

不適正、不正な介護サービスはないかとの観点

⇒ 介護費用の適正化

地域密着型サービス事業者の指定

利用者などが関与できる公平・公正で透明な仕組みを構築し、良質なサービスを誘導し、計画目標を超えるサービスは抑制するなど地域の実情を勘案した指定を行います。

地域密着型サービス事業者への指導・監督

立ち入り検査などの指導体制を強化し、地域に身近な保険者としての機能を活かして迅速かつきめ細やかな指導検査を実施し、事業者への指定基準の遵守の徹底はもちろんのこと、介護保険法第78条の6に基づいて必要に応じ報告若しくは帳簿書類の提出を求めるなど、管理機能を強化します。

苦情への対応

利用者からの不満や苦情には、利用者保護の立場から、真摯に不満や苦情を受け止め、原因を解明し、トラブルの再発を防ぐよう、迅速で適切な対応に努めます。

介護保険に関する相談や苦情に対応するため、千葉県が作成した「相談・苦情対応マニュアル」を活用し対応していきます。

事業評価

計画達成状況の点検・評価の体制

介護保険事業運営協議会、地域包括支援センター運営協議会、地域密着型サービス運営委員会を設置します。

評価結果等の公表

点検・評価等の内容については、被保険者、事業者はもちろん、広く市民に公表し制度運営に対する意見聴取に努めます。

介護サービスの質の向上

介護保険相談員の充実

介護サービス利用者の要望や不平・不満を聴き、保険者や介護サービス提供事業者との橋渡しを行い、介護サービスの質の向上を図るために、介護相談員を派遣しています。

介護保険サービス自己評価システムの活用

事業者のサービスの質の向上に向けた取組みを促すとともに、その結果の公表により利用者のサービス選択に資する情報を提供することを目的として「介護保険サービス自己評価システム」を導入しています。(八千代市のホームページより「八千代市の介護保険」でご覧いただけます。)

サービス利用者数の見込み

居宅介護サービス(予防給付を含む)・施設介護サービス利用者数の見込み

居宅介護サービス

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
要支援 1	395	443	466
要支援 2	566	635	668
要介護 1	391	448	473
要介護 2	455	487	532
要介護 3	354	380	419
要介護 4	249	264	285
要介護 5	159	171	180
総数	2,569	2,828	3,023

居住系サービスを含む。

施設介護サービス

(人/月)

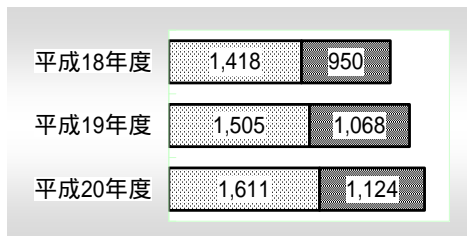
	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
要介護 1	46	41	42
要介護 2	71	64	61
要介護 3	124	120	119
要介護 4	185	193	207
要介護 5	166	175	194
総数	592	593	623

地域密着型介護老人福祉施設を含む。

居宅サービス・施設サービスの見込量



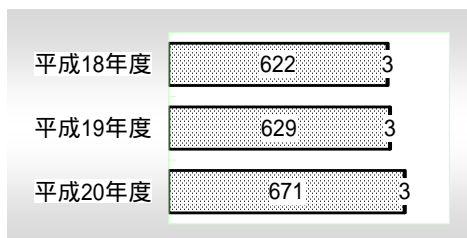
居宅介護支援・介護予防支援（人/月）



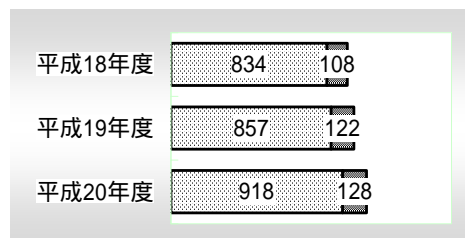
訪問介護・介護予防訪問介護（回/月）



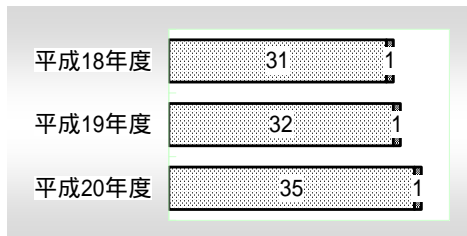
訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護（回/月）



訪問看護・介護予防訪問看護（回/月）



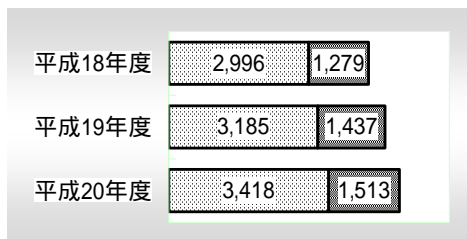
訪問リハビリテーション・
介護予防訪問リハビリテーション（回/月）



通所介護・
介護予防通所介護（回/月）



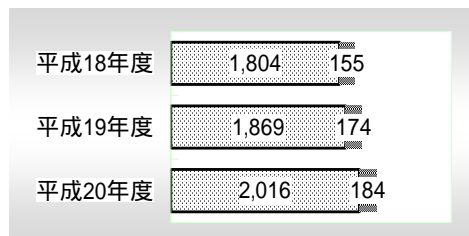
通所リハビリテーション・
介護予防通所リハビリテーション（回/月）



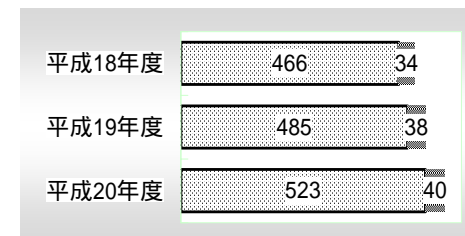
居宅療養管理指導・
介護予防居宅療養管理指導（人/月）



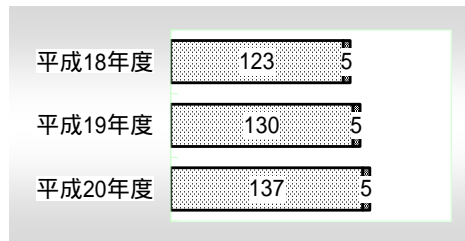
短期入所生活介護・
介護予防短期入所生活介護（日/月）



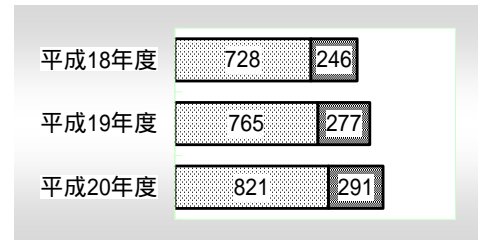
短期入所療養介護・
介護予防短期入所療養介護（日/月）



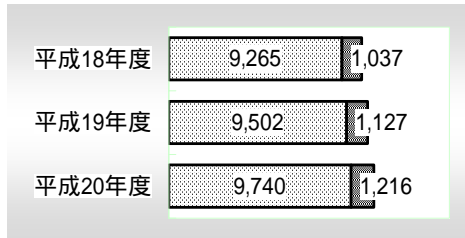
特定施設入居者生活介護・
介護予防特定施設入居者生活介護（人/月）



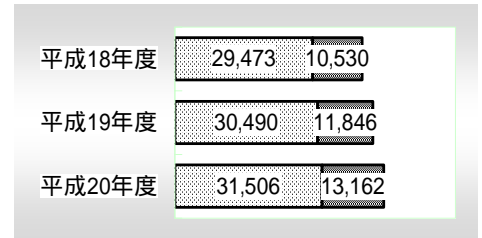
福祉用具貸与・
介護予防福祉用具貸与（人/月）



特定福祉用具販売・
特定介護予防福祉用具販売（千円/年）



住宅改修・
介護予防住宅改修（千円/年）



介護老人福祉施設（人/月）



介護老人保健施設（人/月）

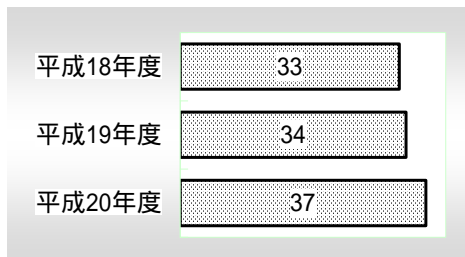


介護療養型医療施設（人/月）



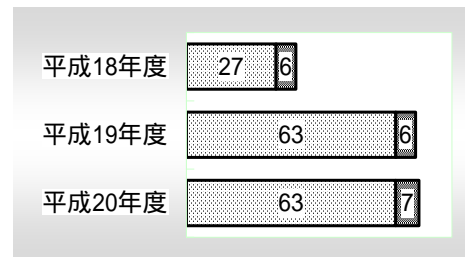
地域密着型サービスの利用推計

夜間対応型訪問介護（人/月）



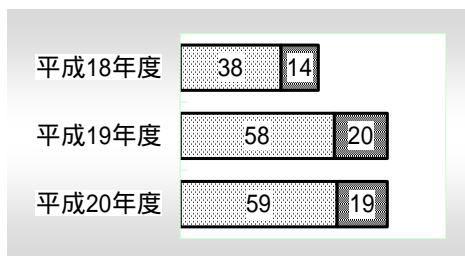
認知症対応型通所介護・

介護予防認知症対応型通所介護（人/月）



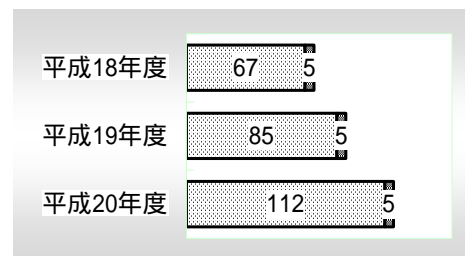
小規模多機能型居宅介護

介護予防小規模多機能型居宅介護（人/月）

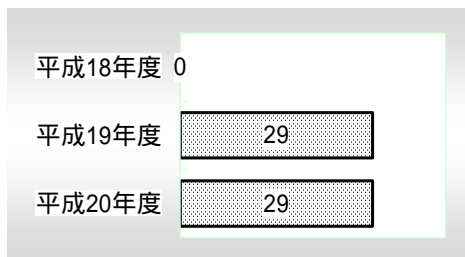


認知症対応型共同生活介護

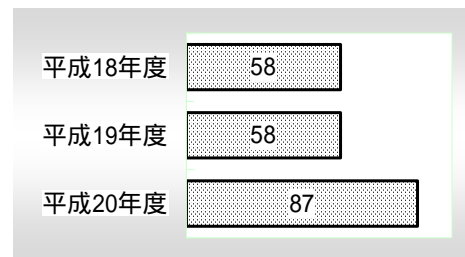
介護予防認知症対応型共同生活介護(人/月)



地域密着型特定施設入居者生活介護（人/月）



地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（人/月）



八千代市高齢者保健福祉計画
第4次老人保健福祉計画・第3期介護保険事業計画
(平成18年度～平成20年度)
ダイジェスト版

八千代市保健福祉部
高齢者支援課・介護保険課・健康づくり課

〒276-8501

千葉県八千代市大和田新田 312-5

TEL 047(483)1151(大代表)